

# 総合評価一般競争入札実施要綱に係る運用の手引き(平成 29 年 4 月) 主な改正内容

## 1. 総合評価の方式の再編

(1) 簡易型Ⅰ型を工種により区分し、工種の特性に応じて評価項目の組合せを変更する。

建築型、建築設備型及びプラント型においては、現行評価項目の一部（緊急工事登録等の取組実績、困難業務等の従事実績、維持工事等の施工実績）を対象外とする。

(2) 簡易型Ⅰ型の新たな方式として、予定価格1千万円以上5千万円未満の舗装工事で適用する地域実績型を追加する。

次の評価項目で交通局での実績がある場合、さらに加點評価する。

- ① 緊急工事登録等への取組み実績
- ② 過去2ヶ年度における困難業務等の従事実績
- ③ 過去2ヶ年度における維持工事等の施工実績

簡易型Ⅰ型の新たな工種区分（簡易型Ⅱ型及び標準型の区分は現行のままとする）

工種区分	改正後	加算点の満点	現行
土木工事	地域実績型（新設）	24点	工種にかかわらず共通の項目を適用 26点満点
	土木型	27点	
建築工事	建築型	26.5点	
機械工事	建築設備型（建築物等の建築工事に係るもの）	25.5点	
電気工事	プラント型（建築設備型以外のもの）	24.5点	

## 2. 評価項目の追加

(1) 若手（満年齢40才以下）又は女性技術者の配置状況 0.5点

(2) 建設業労働災害防止協会への加入の有無 0.5点

## 3. 評価項目の文面と配点の変更

(1) 評価項目「防災に関する応援協定等の締結実績」の評価基準に、協定に基づく活動実績の有無を追加する。1.0点→1.5点（活動実績の有無と締結実績数で配点を変更）

(2) その他

- 評価項目「品質管理システムの認証取得状況」の配点変更 1.0点→0.5点
- 評価項目「過去2ヶ年度及び現年度における工事成績評定点（最高点）」の取扱い
  - 過去2ヶ年度及び現年度にわたる工期の本市発注工事に従事している技術者又は現場代理人に限り、過去3ヶ年度までの実績を評価対象とできる。
- 配置技術者の変更要件の拡大
  - やむを得ない事情として妊娠、出産・育児及び介護を追加。
- 入札後の指名停止又は文書指導の取扱い（平成28年10月適用済み）
  - 落札候補者となった時に書類の写しを提出。